

済生会西条老人保健施設いしづち苑
通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション
利 用 約 款

(約款の目的)

第1条 済生会西条老人保健施設いしづち苑（以下「本苑」という。）は、要支援又は要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法の趣旨に従い、利用者が可能な限り自宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、一定期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、本苑に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 この約款は、利用者が、別に定める「済生会西条老人保健施設いしづち苑通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション利用同意書」を苑長に提出した後から、効力が生じます。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し本苑の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
 - ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上本苑に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帶して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するよう協力すること。
 - ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、本苑は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は本苑、本苑の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、本苑は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引

受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、本苑は身元引受人に対し、本苑に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者等は、本苑に対し、利用中止の意思表明することにより、居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、この約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに本苑及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を本苑にお支払いいただきます。

(本苑からの解除)

第5条 本苑は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、この約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。

- (1) 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- (2) 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合。
- (3) 利用者及び身元引受人が、この約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず14日以内に支払われない場合。
- (4) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、本苑での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合。
- (5) 利用者等が、本苑、本苑職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- (6) 第3条第4項の規定に基づき、本苑が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- (7) 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、本苑を利用することができない場合。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帶して、本苑に対し、この約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙2別表3の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に

利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、本苑は、利用者の経済状態等に変動があったと認められた場合、利用料金を変更することがあります。

- 2 利用料金の支払方法は、原則として毎月末締めとし、翌月10日から月末の間に現金または、口座引落及び振込にて支払っていただきます。
- 3 本苑は、利用者又は身元引受人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を交付します。

(記録)

- 第7条 本苑は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。
- 2 本苑は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
 - 3 本苑は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して本苑が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると本苑が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、本苑が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 - 5 本苑は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると本苑が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

- 第8条 本苑は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、利用者の安全を確保する必要があると苑長（医師）が判断した場合は、利用者の身体を拘束し、行動の制限措置を行うことがあります。

- 2 前項の措置を講じたときは、利用者の心身の状況、必要理由その他必要事項を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第9条 本苑及び職員は、社会福祉法人済生会（以下「本会」という。）の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱うとともに正当な理由なく第三者に漏えいいたしません。但し、例外として、次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- (2) 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）等との連携
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村

への通知

- (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- (5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時における安否確認情報を関係当局に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後においても同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第10条 本苑は、利用者に対し、本苑医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関（以下「協力医療機関等」という。）での診療を依頼することができます。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、本苑は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、本苑は、利用者に対して必要な措置を講じます。

2 本苑医師が、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関等又は他の専門的機関での診療を依頼することができます。

3 前2項のほか、本苑は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第12条 本苑は、利用者、身元引受人又は利用者の親族から通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関する事項等について要望又は苦情（以下「苦情等」という。）の申し出等があったときは、「利用者等からの苦情等を処理するため講ずる措置の概要」（別紙1別表2）に定める要領により、誠意をもって適正に処理します。

（賠償責任）

第13条 本苑は、第11条第1項の事故が発生し、当該原因が本苑の責に帰すべき場合は、利用者に対し、損害の賠償をするものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、本苑が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帶して、本苑に対して、その損害を賠償するものとします。

（その他）

第14条 この約款に定められていない事項又は疑義が生じた場合は、介護保険法その他関係法令の定めるところにより、利用者又は身元引受人と本苑が誠意を持って協議し定めることとします。

2 第三者評価の受審については、本苑では受審しておりません。

(別紙1)

済生会西条老人保健施設いしづち苑のご案内

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

- | | |
|-------------|------------------|
| ・ 施 設 名 | 済生会西条老人保健施設いしづち苑 |
| ・ 開 設 年 月 日 | 平成5年4月15日 |
| ・ 所 在 地 | 西条市朔日市269番地1 |
| ・ 電 話 番 号 | (0897) 53-1155 |
| ・ F A X | (0897) 53-2815 |
| ・ 施設長職名・指名 | 苑長 常光謙輔 |
| ・ 介護保険事業所番号 | 3857780187号 |

(2) 済生会西条老人保健施設いしづち苑の目的と運営方針

済生会西条老人保健施設いしづち苑（以下「いしづち苑」という。）は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにして、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、いしづち苑では、次のような運営の方針を定めていますので、ご理解をいただいた上でご利用ください。

【済生会西条老人保健施設いしづち苑の運営方針】

- 1 利用者様の意思を尊重し、望ましい在宅又は施設生活が過ごせるようチームで支援します。そのため利用者様に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供します。
- 2 体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に、集中的な維持期リハビリテーションを行います。
- 3 脳卒中、廐用症候群、認知症等による個々の状態像に応じて、他職種からなるチームケアを行い、早期の在宅復帰に努めます。
- 4 自立した在宅生活が継続できるよう、介護予防に努め、入所や居宅サービスを提供するとともに、他のサービス機関と連携して総合的に支援し、家族介護負担の軽減に努めます。
- 5 家族や地域住民と交流し情報提供を行い、さまざまなケアの相談に応じます。市町村自治体や各種事業者、保健・医療・福祉機関などと連携し、地域と一体となったケアを積極的に行い、サービスの向上に努めます。

(3) 職員体制等

職員の体制及び業務内容は、別表1のとおりです。

(4) 定員

- ・ 入所定員（短期入所を含む） 55名（うち認知症専門棟30名）
- ・ 通所リハビリテーション定員 60名

(5) サービス提供時間等

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、5月3日～5日、8月16日
10月15日～16日、12月30日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

但し、希望者に限り、午後7時まで延長することができる。

三 サービス提供地域 西条市内、新居浜西中校区、大生院中学校区

2 サービスの内容

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- (3) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- (4) 機能回復、歩行及び活動向上訓練
- (5) 送迎の実施
- (6) 利用者に適した食事の提供
- (7) 入浴（一般浴・特別浴…利用者の身体状態により選択）の介助
- (8) 医学的管理・看護
- (9) 介護
- (10) 担当ケアマネジャーとの連携
- (11) 居宅サービス事業者等との連携
- (12) 基本時間外施設利用サービス
なんらかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に合わない場合に適用
- (13) その他
これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3 協力医療機関等

いしづち苑では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

(1) 協力医療機関

- ・ 名 称 済生会西条病院
- ・ 所在地 西条市朔日市269番地1

(2) 協力歯科医療機関

- ・ 名 称 坂田歯科診療所
- ・ 所在地 西条市大町弁財天696番地1

◇ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4 施設利用に当たっての留意事項

(1) 直接施設に関する事項及び内容

- ・ 本苑利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は、保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に、本苑は、利用者的心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので食事の持込みはご遠慮いただきます。
- ・ 外出…屋外リハビリテーション等職員が同行するもの以外は禁止です。
- ・ 飲酒・喫煙…敷地内は禁止です。
- ・ 火気の取扱い…一切禁止です。
- ・ 設備・備品の利用…運動用機器類、娯楽用テレビ等については自由に使用していくだけで結構ですが、職員の介助等必要な場合は、申し出てください。
- ・ 所持品・備品等の持込み…持込みされる場合は、所有者の氏名等明確にして、他人の持ち物と混同しないようにしてください。
- ・ 金銭・貴重品の管理…原則的には持込みをご遠慮願いますが、万が一やむを得ないと認められる場合は、事務所において保管管理させていただきます。

(2) 利用者様等に関する事項及び内容

- ・ 利用者様の都合によりサービスを中止される場合は、あらかじめ電話等でご連絡願います。
- ・ 利用する上で体調等の変化が認められる場合は、その状況等の情報をご連絡願います。

5 非常災害対策等

- ・ 台風等の襲来に伴う警報が発令された場合は、送迎時の災害の未然防止のため休業又はサービス提供の時間短縮をいたします。
- ・ 防災設備　　スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・ 防災訓練　　年2回

6 禁止事項

いしづち苑では、利用者の皆様に安心して生活していただくために、「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7 苦情等の申出等

苦情等の申し出及び受理処理等は、別紙1別表2により行いますのでお気軽にお申し出ください。

8 その他

ご不明な点等については、お気軽に職員にお尋ねください。

(別表1)

職員の体制及び業務内容

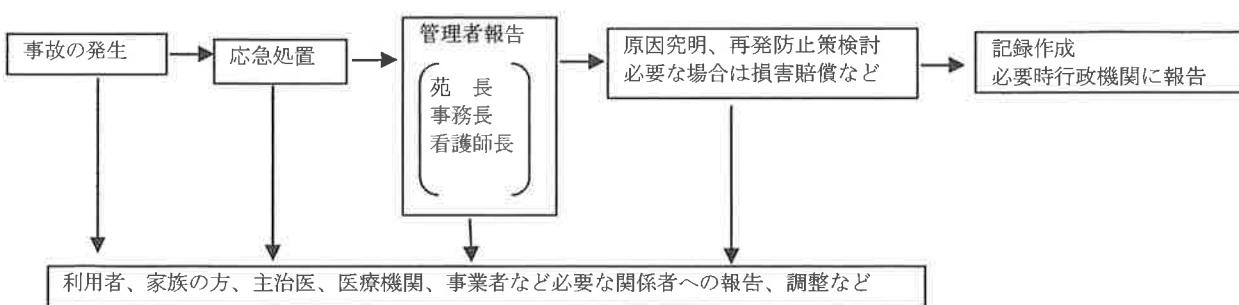
職種	員数	職務の内容
管理者 (施設長)	1人 (兼務)	<ul style="list-style-type: none">・職員の管理、サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う・職員に各種規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う
医師	1人以上 (施設長兼務)	<ul style="list-style-type: none">・利用者の診察、健康管理、保健衛生指導等を担当する・利用者の通所リハビリテーション計画の検討と実施に関すること・その他
看護職員	1人以上	<ul style="list-style-type: none">・医師の指示に基づく、利用者の看護、診療の介助、健康管理に関するこ・利用者の日常生活の介護、支援及び家族に対する指導に関するこ・利用者の保健衛生に関するこ・利用者の通所リハビリテーション計画の検討と実施に関するこ・その他
介護職員	5人以上	<ul style="list-style-type: none">・利用者の日常生活の介護、支援に関するこ・利用者の通所リハビリテーション計画の検討と実施に関するこ・その他
支援相談員	1人以上	<ul style="list-style-type: none">・利用者の生活、行動プログラムの企画、対外連絡並びに利用者及び家族の支援相談に関するこ・利用者の通所リハビリテーション計画の検討と実施に関するこ・その他
理学療法士 作業療法士	3人以上	<ul style="list-style-type: none">・利用者の機能回復訓練並びに日常生活動作能力の改善に関するこ・利用者の通所リハビリテーション計画の検討と実施に関するこ・リハビリテーション実施計画に基づいた、リハビリテーションマネジメントに関するこ・その他

管理栄養士	1人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の指示による、利用者の栄養摂取量の調整及び栄養指導に関すること ・給食献立表の作成及び調理実務指導に関すること ・給食材料の食品栄養分析並びに給食の改善に関すること ・給食材料の発注、受入管理、請求伝票の仕訳に関すること ・調理室及び食品、器具什器類の保全と衛生管理に関すること ・給食内容等の記録作成に関すること ・利用者の食事摂取状況の点検記録と、嗜好調査の計画実施に関すること ・給食員への保健衛生の指導に関すること ・利用者のケアプランの検討と実施に関すること ・利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理に関すること ・その他
事務職員	3人 (兼務)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料の請求事務 ・管理者業務の補佐 ・許認可手続き事務 ・他の担当職員に属さないもの
業務職員	3人	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎車の運転、車両の管理、点検等 ・苑内清掃等

(別表2)

措置等の概要		
(1)利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置		
担当職員	看護師長 支援相談員	※いずれも不在の場合は、在所中の職員に申し出て下さい。
電話	(0897)53-1155	
FAX	(0897)53-2815	
◎申出等の方法	・口頭、電話又はFAX等によって、申出てもらうものとする。	
(2)処理手順フローチャート		
利用者等の申出	窓口担当職員	直接関係者より確認調査
		回答又は対策案作成(窓口)
		苑長決裁
		担当処理困難
		回答文書又は口頭
		看護師長又は事務長若しくは苑長
(3)苦情要望等受理処理表の作成 本苑に関する苦情要望等については、別に定める「いしづち苑に関する苦情要望等受理処理表」の様式に従い、これを処理等するものとする。		
(4)その他の窓口 (平日8:30~17:15 但し年末年始12/29~1/3を除く)		
◎西条市役所 介護保険課	◎愛媛県国民健康保険団体連合会	
電話 (0897)56-5151 (代)	電話 (089)968-8800	
※ 西条市以外の住民票の方は、それぞれの市町村の担当窓口に連絡して下さい。		

<事故発生時の対応について>



(別紙2)

介護保険のサービスについて

1 介護保険証の確認

ご利用の申し込みにあたり、介護保険証、介護保険負担割合証等確認させていただきます。

2 施設サービス

本苑でのサービスは、要支援及び要介護状態になった場合においても、その利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。また、このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、計画の内容については同意をいただくようになります。

3 利用料金

(1) 利用単位ごとの料金 別表3のとおり

(2) 支払い方法 利用約款第6条第1項～第3項の規定をご参照ください。

(別表3)

通所リハビリテーション利用料金（ご利用負担分）

I. 介護保険サービス分

①施設利用料

	要介護度	1割	2割	3割
1時間以上 2時間未満	要介護1	369 円/日	738 円/日	1,107 円/日
	要介護2	398 円/日	796 円/日	1,194 円/日
	要介護3	429 円/日	858 円/日	1,287 円/日
	要介護4	458 円/日	916 円/日	1,374 円/日
	要介護5	491 円/日	982 円/日	1,473 円/日
2時間以上 3時間未満	要介護1	383 円/日	766 円/日	1,149 円/日
	要介護2	439 円/日	878 円/日	1,317 円/日
	要介護3	498 円/日	996 円/日	1,494 円/日
	要介護4	555 円/日	1,110 円/日	1,665 円/日
	要介護5	612 円/日	1,224 円/日	1,836 円/日
3時間以上 4時間未満	要介護1	486 円/日	972 円/日	1,458 円/日
	要介護2	565 円/日	1,130 円/日	1,695 円/日
	要介護3	643 円/日	1,286 円/日	1,929 円/日
	要介護4	743 円/日	1,486 円/日	2,229 円/日
	要介護5	842 円/日	1,684 円/日	2,526 円/日
4時間以上 5時間未満	要介護1	553 円/日	1,106 円/日	1,659 円/日
	要介護2	642 円/日	1,284 円/日	1,926 円/日
	要介護3	730 円/日	1,460 円/日	2,190 円/日
	要介護4	844 円/日	1,688 円/日	2,532 円/日
	要介護5	957 円/日	1,914 円/日	2,871 円/日
5時間以上 6時間未満	要介護1	622 円/日	1,244 円/日	1,866 円/日
	要介護2	738 円/日	1,476 円/日	2,214 円/日
	要介護3	852 円/日	1,704 円/日	2,556 円/日
	要介護4	987 円/日	1,974 円/日	2,961 円/日
	要介護5	1,120 円/日	2,240 円/日	3,360 円/日
6時間以上 7時間未満	要介護1	715 円/日	1,430 円/日	2,145 円/日
	要介護2	850 円/日	1,700 円/日	2,550 円/日
	要介護3	981 円/日	1,962 円/日	2,943 円/日
	要介護4	1,137 円/日	2,274 円/日	3,411 円/日
	要介護5	1,290 円/日	2,580 円/日	3,870 円/日
7時間以上 8時間未満	要介護1	762 円/日	1,524 円/日	2,286 円/日
	要介護2	903 円/日	1,806 円/日	2,709 円/日
	要介護3	1,046 円/日	2,092 円/日	3,138 円/日
	要介護4	1,215 円/日	2,430 円/日	3,645 円/日
	要介護5	1,379 円/日	2,758 円/日	4,137 円/日

②加算分

サービスの種類	金額(円)			備考
	1割	2割	3割	
リハビリテーション提供体制加算1	12円/日	24円/日	36円/日	3時間以上4時間未満
リハビリテーション提供体制加算2	16円/日	32円/日	48円/日	4時間以上5時間未満
リハビリテーション提供体制加算3	20円/日	40円/日	60円/日	5時間以上6時間未満
リハビリテーション提供体制加算4	24円/日	48円/日	72円/日	6時間以上7時間未満
リハビリテーション提供体制加算5	28円/日	56円/日	84円/日	7時間以上
入浴介助加算Ⅰ	40円/日	80円/日	120円/日	
入浴介助加算Ⅱ	60円/日	120円/日	180円/日	
リハビリテーションマネジメント加算 2 1	593円/月	1,186円/月	1,779円/月	同意日の属する月から6月以内
〃 2 2	273円/月	546円/月	819円/月	同意日の属する月から6月超
リハビリテーションマネジメント加算 4	270円/月	540円/月	810円/月	
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円/日	220円/日	330円/日	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240円/日	480円/日	720円/日	週2回限度
若年性認知症利用者受入加算	60円/日	120円/日	180円/日	
重度療養管理加算	100円/日	200円/日	300円/日	
中重度ケア体制加算	20円/日	40円/日	60円/日	
科学的介護推進体制加算	40円/月	80円/月	120円/月	
送迎減算	-47円/片道	-94円/片道	-141円/片道	
退院時共同指導加算	600円/回	1,200円/回	1,800円/回	
移行支援加算	12円/日	24円/日	36円/日	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日	44円/日	66円/日	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の8.6%/月			
時間延長サービス	9時間未満料金 プラス50円/時間	9時間未満料金 プラス100円/時間	9時間未満料金 プラス150円/時間	8時間以上9時間未満
	10時間未満料金 プラス100円/時間	10時間未満料金 プラス200円/時間	10時間未満料金 プラス300円/時間	9時間以上10時間未満

II. 介護保険サービス外分

食費	昼食	700円/日	おやつ代含む
	夕食	600円/日	
教養娯楽費		110円/日	
紙オムツ	リハビリパンツ	70円/枚	
	パット	20円/枚	
	テープ止めオムツ	60円/枚	
レクリエーション材料費・写真		実費	
文書料		実費	

◎ 介護保険サービス分（I）とサービス外分（II）の合計金額を請求させていただきます。

◎ 通所サービスを取り消しされる方は前日17時までにお申し出下さい。

（申し出のない場合は食費相当分を徴収させていただきます）

介護予防通所リハビリテーション利用料金（ご利用負担分）

I. 介護保険サービス分

①施設利用料

	1割	2割	3割
要支援1	2,268 円/月	4,536 円/月	6,804 円/月
要支援2	4,228 円/月	8,456 円/月	12,684 円/月

②加算分

サービスの種類	金額（円）			備考
	1割	2割	3割	
若年性認知症利用者受入加算	240円/月	480円/月	720円/月	
退院時共同指導加算	600円/回	1,200円/回	1,800円/回	
科学的介護推進体制加算	40円/月	80円/月	120円/月	
サービス提供体制強化加算（I）	要支援1	88円/月	176円/月	264円/月
	要支援2	176円/月	352円/月	528円/月
介護職員処遇改善加算（I）	所定単位数の8.6%/月			

II. 介護保険サービス外分

通所リハビリテーション利用料金に準ずる

◎ 介護保険サービス分（I）とサービス外分（II）の合計金額を請求させていただきます。

◎ 通所サービスを取り消しされる方は前日17時までにお申し出下さい。

（申し出のない場合は食費相当分を徴収させていただきます）

(別紙3)

個人情報の利用目的

本苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている利用者及び御家族様の個人情報について、利用目的を次のとおり定めます。

1 介護サービスの提供に必要な利用目的に係るもの

(1) 内部での利用

- ア 本苑が利用者に提供する介護サービスに必要とする場合
- イ 介護保険事務に必要とする場合
- ウ 本苑の管理運営に必要とする場合
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・介護・医療サービスの向上

(2) 他の事業者への情報提供を伴う利用目的

- ア 本苑が利用者等に提供する介護サービスのうち、次に掲げるもの
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・家族等への心身の状況説明
- イ 介護保険事務のうち、次に掲げるもの
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ウ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

2 上記1以外の利用目的に係るもので、次に掲げるもの

(1) 本苑内部での利用に係る利用目的

- ア 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- イ 学生等の実習協力
- ウ 介護事例研究・研修

(2) 他の事業者への情報提供を伴う利用目的

- ・外部監査機関への情報提供

